

五泉市特産品商品開発補助金公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

五泉市特産品商品開発補助金は、事業者の持続的な発展と地域経済の活性化及び五泉市の PR を図るため、市内の複数事業者同士がコラボレーションにより作り上げる「Made in 五泉」の商品開発を行う事業（以下「開発事業」という。）に要する費用に対して、予算の範囲内において五泉市特産品商品開発補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、プロポーザルを実施し、企画提案内容の新規性、発展性、地域経済への波及効果等を検討するためこの要領を定める。

2. 補助金概要

(1) 補助要件

- ・ 2 事業者以上が協力して行う新商品開発事業で、年度内に製品またはサービスとして販売し、事業の完了が見込まれるもの
- ・ 数量限定、期間限定などではなく、継続して販売する見込みがあるもの
- ・ ふるさと納税返礼品として対象となるもの
※飲食店等で提供する「新メニュー」は対象外とする

(2) 補助対象者

市内に本社又は事業所を有する中小企業者及び小規模企業者※及び個人事業主で以下に該当するもの

- ①市税に滞納がないもの
- ②五泉市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの
- ③農林漁業事業者でないもの

※中小企業者及び小規模企業者とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する以下資本金又は従業員数の事業者

	中小企業者			小規模企業者
	業種分類	資本金額又は 出資総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①	製造業・建設業・運輸業・その他の業種※②～④を除く	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②	卸 売 業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③	サービス業※	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下
④	小 売 業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下

※下記の業種については、中小企業関連法における政令に基づき、下記のとおり定め
ている。(政令特例業種)

【中小企業者】

①製造業

- ・ゴム製品製造業

資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 900 人以下

③サービス業

- ・ソフトウェア業・情報処理サービス業

資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員数 300 人以下

- ・旅館業

資本金 5 千万以下又は常時雇用する従業員数 200 人以下

(3) 補助率

補助対象経費の 1/2 以内 上限 20 万円

(4) 補助対象経費

交付決定日以降に発注し、事業期間中に支出した以下の経費

※他の補助事業を活用したものについては対象外

対象経費	適用範囲及び算定方法
報償費	コンサルや専門的知識を有する者に指導、相談等を受けた謝礼として支払われる経費
費用弁償費	交通費や宿泊費など、技術指導等を行うための旅費として専門家等に支払われる経費
委託費	試験、分析、デザイン、設計等委託するために必要な経費
原材料費	直接必要な原材料及び副資材の購入費
消耗品費	製品開発に使用する消耗品購入費
設備借上料	製品作成のために使用する機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。 ※ただし借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間内分
設備導入費	事業遂行に必要な機械装置等の購入費
広告宣伝費	開発した製品の周知のために係る宣伝費用
通信運搬費	製品開発に係る通信運搬費

3. スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 公募開始及び質問受付開始 | 令和8年4月1日 |
| ② 質問の受付締切 | 令和8年5月29日 |
| ③ 質問の回答 | 令和8年6月2日 |
| ④ 申請書提出締切 | 令和8年6月30日 |
| ⑤ プレゼンテーション実施 | 令和8年7月9日 |
| ⑥ 審査結果の通知 | 令和8年7月10日 |

4. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 募集開始から令和8年5月29日 12時まで
- (2) 提出方法 質問は任意の書式で持参又はメール又はFaxにて受け付ける。
ただし、メールおよびFaxの場合は必ず電話により着信の確認をすること。
- (3) 質問に対する回答
令和8年6月2日17時までに、五泉市ホームページに掲載する。

5. 申請書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月30日
- (2) 提出場所 五泉市商工観光課
〒959-1692 五泉市太田1094番地1
電話:0250-43-3911（代表）
FAX: 0250-41-0006
E-mail:shoukou@city.gosen.lg.jp
- (3) 提出方法 上記(2)の場所に提出書類一式を1部、郵送又は持参すること。
- (4) 提出書類の内容
 - ①五泉市特産品商品開発事業補助金申請書
 - ②事業計画書
 - ・商品名
 - ・商品イメージ図
 - ・共同開発社名・住所
 - ・コンセプト
 - ・ターゲット
 - ・販売予定価格
 - ・商品詳細
 - ③開発スケジュール
 - ④補助対象経費内訳がわかるもの

6. 評価方法

書類審査及びプレゼンテーションにより評価を行います。

【書類審査】

企画提案書の評価項目は以下のとおり。

各審査員は、項目ごとに採点を行います。

項目	評価の視点	配点
事業内容	提案する内容が本補助金の趣旨に沿っているか。	0～10点
	1 五泉市産の原材料を使用している	
	2 五泉市で製造されている	
	3 市内2事業者の連携しているか（自社単独では難しいか）	
	4 ふるさと納税の返礼品としてふさわしい	
5 開発スケジュールが計画的かつ具体的であり、年度内に事業が完了する見込みがあるか。		
デザイン・企画	新規性のあるデザインや企画（イメージ・コンセプト）となっているか。また、既存の類似製品等と比較した場合の優位性はどの程度あるか。	0～6点
	1 独自性があるか	
	2 五泉市をPRする商品としてふさわしいか	
3 お土産品、贈答品となるか		
ビジネスモデル	開発事業の成果と予定されているものが、ビジネスとしてどの程度期待できるか。	0～6点
	1 販路、販売場所の見通しがあるか	
	2 安定して生産、供給ができるか	
3 どの程度市場に需要があるか		
地域経済への波及効果	地域経済に対する波及効果はどの程度期待できるか。	0～2点
	1 事業後、成果等を鑑みたくえで地位経済への効果はどの程度期待できるか。	

【プレゼンテーション】

開催日時 令和8年7月9日

開催場所 五泉商工会議所

- ・開催場所、時間は書類審査の結果と合わせて通知するものとする。提案者の企画提案書の説明30分以内、質疑応答15分程度、合計45分程度とする。
- ・プレゼンテーションに使う資料は、提出のあった企画提案書及び見積書のみとする。

※1 審査において必要と判断した場合、補足資料の提出を求められることがある。

【採用基準】

審査委員の合計点を集計し、最低合格基準点は11点以上とし、10点未満の場合は採用しない。

【評価結果】

評価結果については、各申請者に電話で連絡する。

7. 審査員

五泉市商工観光課長

五泉市企画政策課長

五泉商工会議所 1名

村松商工会 1名

8. その他

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

8. 担当部署

〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1

五泉市 商工観光課 商工係 担当：小林

電話：0250-43-3911（代表）

FAX：0250-41-0006

E-mail：syoukou@city.gosen.lg.jp